

# 滋賀県社会福祉審議会

## 第4回条例検討専門分科会

- 1 開催日時 平成30年3月26日(月)午後10時00分～12時15分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館3階中会議室
- 3 出席委員(五十音順、敬称略) 11名  
石野富志三郎 岡本由美 小野幸弘 尾上浩二 垣見節子 金子秀明 北野誠一  
佐野武和 崎山美智子 竹下育男 渡邊光春
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略) 4名  
北岡賢剛 重森恵津子 鷺見徳彦 筒井のり子
- 5 事務局  
藤本健康医療福祉部長、山元健康医療福祉部次長  
障害福祉課：丸山課長、橋本参事、縄稚主幹、清水係長、早尻主査  
健康福祉政策課：海老根課長補佐
- 6 進行
  - (1) 健康医療福祉部長あいさつ
  - (2) 検討経過について
  - (3) 各委員からの意見
  - (4) 「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例骨格(案)」について
- 7 概要

### 〔司会〕

本日、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから滋賀県社会福祉審議会第4回条例検討専門分科会を開催いたします。

本日はたくさんの方が傍聴に来られておられますので、確認のため傍聴につきましての順守事項について申し上げます。

会議の開催中につきましては静かに傍聴していただきまして、拍手、その他の方法によりまして賛成、反対等の意向を表明しないこと、また、会長が認めた場合以外には写真撮

影、録画、録音等を行わないこと、またその他会議の支障となる行為をしないことと定められておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長の藤本武司から御挨拶を申し上げます。

#### 〔健康医療福祉部長〕

本日は、御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年5月に社会福祉審議会に条例の骨格につきまして諮問をさせていただきました。その後、条例検討専門分科会が設置をされまして、これまで皆様方3回のこの分科会と条例の根幹となるテーマを議論する4つのワーキンググループをそれぞれ開催いたしまして、議論を深めてきていただいたところでございます。皆様方に対しましてこれまでのご尽力、ご協力に改めて御礼を申し上げます。

1月の第3回分科会におきましては、事務局からこれまでの議論を踏まえて作成した骨格たたき台をお示させていただきまして、諮問させていただいた際の2つの問題意識であります「障害者差別解消法の実効性の補完」および「生きづらさ」に関して議論を深めていただいたところでございます。

その議論の中で「第4回分科会までに、第3回分科会の議論を踏まえた骨格たたき台の修正案を委員の皆様にご意見照会し、最終となる第4回分科会において条例の方向性を決める」ということをお示しいただいたところでございます。

詳しくは、後ほど事務局から説明をさせていただきますが、そうした議論を受けまして、今月上旬には、委員の皆様にご修正した骨格たたき台について意見照会をさせていただき、更に修正を加えた条例の骨格案をお示しさせていただきます。

委員の皆様には、ご多用にもかかわらず、意見照会にご協力をいただき、改めまして感謝申し上げます。

本日は、最後の分科会という予定となっております。限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

## 〔司会〕

それでは、分科会をはじめさせていただきます。

はじめに、本日の分科会には、委員15名中11名の御出席をいただいております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規程第4条第2項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

本日、御都合により欠席の委員を紹介させていただきます。

### <委員紹介>

次に、本日配布している資料の確認をさせていただきます。

### <資料確認>

以上です。揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお申し出願います。

それでは、会議を進めさせていただきます。以後の進行は、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第3項の規定によりまして会長にお願いすることになります。会長よろしくお願ひ致します。

## 〔会長〕

皆さんおはようございます。

3回の審議を通じて、先ほども私の感想を述べさせていただきましたが、この条例の諮問が2点とあるということで部長から説明がありましたけれども、その中で今後の滋賀県の共生社会をどう作っていくかというシステムとどういうツールでやっていくのかというこの2点だろうと具体的には思っています。

そこで思いますのは差別解消というのは、他の事例でもありますけれども、結局地道な努力と不断の見直ししかないんだろうと思っています。

そういう意味でどんな制度設計が、立派な制度設計すべきですけども、どんなことにも想定できるシステムを作っていくべきですが、しかしどんな立派なシステムを作っても、それを運用する側、一番の私の最近の問題意識はですね、この障害者差別解消法の補完の条例ができたときに、その制度というものを障害のある人たちがどれだけ知ってくれるのだろうと、それを知らしめていくことが一番大事だろうと思っています。

その中ではじめて、この障害者差別解消法を、平たく言えば現に障害者差別解消法が施行されて2年だそうであります。委員に言わせるともう1年後には国の方では見直しと、しかし滋賀県の障害者の方の中でこの法律を何人が知っているのだらうと、そこをまず問題視すべきだろうなと思いますし、条例がそうしたことに貢献できるようなことになってほしいなと思います。

今日は専門分科会としての最後の議論だそうでございます。皆様ぜひともそれぞれのご見地、ご学識から忌憚のないご意見をいただきまして、よりよい制度設計となるようお願いしましてははじめさせていただきます。それでは次第の報告事項であります検討経過につきまして事務局の説明をお願いします。

## ■検討経過について

### 〔障害福祉課〕

(資料1～資料4 説明)

### 〔会長〕

今の説明について、質問やご確認いただくことがございましたらどうぞ。

### 〔委員〕

資料3にあります経済関係の団体に趣旨説明をするに当たってですね、抵抗感というか、無理ですよという風潮はなかったのですか。よくわからないのでよく説明してくださいという良心的な答え、報告ですが、どんな雰囲気だったか気になりますので質問です。

### 〔障害福祉課長〕

この経済団体連合会との調整会議に私、出席をさせていただいて、自分で説明をさせていただきました。

雰囲気としては、否定的であるとかあるいは非常に恐れを抱いておられるという雰囲気はなくて、発言の中でもこのことは大事なことでこれに対して事業者からこれを否定するとかどうかということではないということをおっしゃった上で、ただ、よく知らない

部分もまだまだあるので十分に周知をしてほしいという前向きな趣旨だったと記憶をしております。

**〔会長〕**

私はこれに対して県がどう答えたかという、特に一番気になったのは、資料3⑦「この条例は道徳的な意味合いが強いので」という言葉が気になって仕方がないのですけれどもどうお答えしたか教えてください。

**〔障害福祉課長〕**

「道徳的な意味合い」というご発言に対して、直接私がコメントはしておりませんが、その後の「企業からすれば資金負担が発生することを懸念する」ということに対しては、仮に何か公的な支援の仕組みを設けるといことになりますと、当然財政的な課題も出てくるということを申し上げたんですが、ただ、事例としては他の自治体でこういうことをされていると、事例はあるということはその場でお伝えをさせていただきました。

**〔会長〕**

障害者解消法自体が障害を理由とする不当な差別の禁止と合理的配慮の提供をしなければそれが差別になると、合理的な配慮という法律用語が規定されている訳ですね、その中でここには相当反発してほしい訳です。

「道徳的な意味合い」というのは非常に恩恵的なものであったり、この条例が目指すものが反射的利益であったり、そもそも本質的に違うのではないかなと、非常に違和感を持ちましたのでこれは私の意見として強く申し上げておきます。ほか何かございますか。

**〔委員〕**

それに関して、初期の頃に委員から皆さんの話を聞いていると「障害者だけなぜそんなに特化するのか」という意見が出ていることを問題にされていたと思うのですが、それは聞きなれないこととか、障害者がこんなにクローズアップされていない社会の中でいきなりクローズアップされてきたということでそういう意見が出てくると思います。

もう一度、資料を一部だけ読み直して、後に出てくるとは思いますけれども、資料7の「はじめに」というところを読んでみますと、障害を特性とか個人の尊重とか、今までにいろんな制度とかいろんな法律に使い古された言葉でしか書いていないですね。

この条例はそういうことではなくて、今まで障害者が他の人ができることを障害者だけが排除されていたということを知っていただくための条例だと思います。

そういう文言、考え方、視点が入っていないので、企業の方も法的な言葉になってしまうと怖がられている、恐れられている。

障害者のことを入れなければ法的に罰せられると恐れられてしまっただけでは、この条例の本来の目的に逆行してしまう、なので、恐れを持つのではなく、「そう言えばここに階段しかないよね」とか「じゃ荷物を持った人も困りますよね」とかそういう流れを作っていないとこの条例の目的は果たせないと思います。

先日滋賀県のバス協会に呼んでいただいて研修をしてきました。その時に、去年は国土交通省陸運局の方が講義されて、資料として国土交通省の資料ばかり、びっくりするほどたくさんの資料を提出されていたのですが、これではだめだろうということで作り直しましたが、運転手さんたちは障害者にどう接していいのか、何をしたらいいのか困っておられたので、排除するという考え方ではなくて、困っておられるというのが実態でした。こういう時はこうしたらいいですよと、話しかけても、返事を聞いてもわからなくても一度は当事者に聞いてみてください、どうしてもだめなら「時間がないので介助者の人に聞きますね」と言ってから聞いてくださいと言ったら、「あっそうかそうしたらいいのか」と笑顔になられて、本当にいい雰囲気ですることができました。なので、こうしたら法律違反だと言うのではなくて、説明的な文章にならないといけないと思います。

#### 〔障害福祉課長〕

委員にはこれまでも同様の趣旨のご発言をいただいていた、まずは障害のある方の十分な社会の中で立場をとる事ができなかったという環境にある、それが元で、そもそも条約であるとかそういうものもできてきたということでございます。

そうした中で、障害のある方に対して、恐れると言いますか、十分にご理解をされていないが故に、誤った意識を持たれることがそもそもの根本にあると思っておりますので、

ご発言の趣旨につきまして、またこの後の案のご議論の中でも十分に言っていただきまして、案に反映すると、協議、検討していきたいと考えています。

〔会長〕

反映した議論をやっていきましょうということでございます。

〔委員〕

さきほど委員からお話をいただき中にありましたけれども、バスの運転手の方のお話でしたが、実際に福岡県でバス会社が聞こえない運転手を雇用されたという事例もあります。当事者の方が運転手になられた。

彼は補聴器をつけて、運転免許も取得し、バスの資格もとられた方なのですが、雇用された後、本当にお客さんを乗せて、運転手をされておられるんですけども、はじめに聞こえない方が運転できるのかと、まず周りの方が心配されて、でもこれは法律上しっかりと資格を持った方だということで、聞こえない方だけでも逆に乗客の方が運転手さんに対して筆談をしたりする関わりで変わっていったと、会社側としても彼を雇用したことで社会がどんどん雰囲気はよくなってきたと、彼をきっかけに。

だから、共生社会の中で障害者も助けられるだけの関係ではなく、一緒に生きていく仲間として一員としているという取組がとても大切かと思って、今委員のお話もお聞きしてそういうお話もあったということで話させていただきました。

〔会長〕

ありがとうございました。まさしくその通りですね。他にございませんか。それでは次の報告事項「各委員からの意見」について事務局から説明をお願いします。

■各委員からの意見について

〔障害福祉課〕

(資料5 説明)

■「障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例骨格（案）」について

〔障害福祉課〕

（資料6，7 説明）

〔会長〕

ありがとうございました。本日のメインテーマであります。皆さん一人ずつ最低1回はご発言いただきますよう、時間の許す限り何回でもけっこうです。

〔委員〕

冒頭にこの条例が最初の意見として、この条例がどのように活用されていくかというところに話が飛んでしまいますが、今の事務局からの説明で、仮称として「滋賀県障害者差別のない地域づくり委員会」ということで、このことと市町との連携、連動というところで言いますと、障害者差別解消支援地域協議会というのがありまして、私も複数の市の委員として入っていますが、今県で条例作成をしているということが、十分にまだ周知、まだ諮問の段階ですから当然そうだというふうに思うのですが、本当にこの条例が共生社会づくりということでもありますので、いかに広げていくかということが大事で、県の責務の中に市町村との連携と連動というところで、単純に連携や情報提供ということだけではなくて、地域の協議会の改編ということも含めて視野に入れてくださっているのであれば、そういうところをもう少し市町村とこの条例に基づいて啓発、普及、周知に努めていくということを明記していかれたらどうかと思います。

委員がおっしゃったバス会社とのやり取りというところが、おそらく障害を持っている人が地域の中で暮らしていく、非常に身近な中で「知らなかった」とか「そういうことか」ということを啓発の中でいかに県民の中に落とし込んでいくかということがこの条例の発信していく力だと思いますので、この地域づくり委員会等を含めまして、県政モニターの390人くらいのアンケートの結果がのっていましたがけれども、約84%の方が名前は聞いたところあるけどほとんど知らないということなので、そのことも踏まえまして、いかに地域の中で啓発していくのかということがこの条例の非常に大切なところかなと思っており

ますので、よろしく申し上げます。

#### 〔委員〕

先ほども先走って言ってしまったことですが、今まで使い古した言葉だけで、いろんな場面が表されているのですが、これはいろんな人権が守られてきた中で最後の人権と言われるくらいの、差別禁止法に基づく条例だと私は思っています。なので、障害者の人権という言葉がどこかに入っていないとこの条例は作ってもどうなるのかなという思いがしています。

ここでお話をしても、失礼ながら行政の方よりも、国土交通省も行政ですが、国土交通省は実際に移動をしなければいけないので、オリンピック、パラリンピックもあるので、急ピッチで作業を進められていて、考え方もすごく先行しています。

それと飲食店などに行きますと、差別解消法ができて、まもなくいろんなところに行きますと、固定の椅子がなくなっていたり、飲物を頼むといろんな心遣いで、ストロー、コップやグラスにあうストローを出していただいたり、すごく気を使ってもらえるお店がたくさんできています。

だからこの法律が浸透していないというのはこの数字だけ見ているとわからないですが、私達が町の中を動くと、もちろん浸透していない部分の方が多いですが、浸透しているところもすごく増えていて、県の募集したアンケートとか言って書いてある数字を本当に県が動いて集めたのかと思われてしまう。それは違うと、私達がやったことを固まりとして集めただけで、例えば一番最初に条例ができた千葉県のようにこの条例のために汗水流して、知恵を結集して、集めたものじゃないと思います。それを誤解されると私たちはすごく「県って頑張っているな」と言われたら頑張った私たちは心外ですね。本当にやる気を見せてくれるなら、県が汗水たらして集めてほしいと思います。

#### 〔会長〕

ありがとうございます。2つありましたね。障害者の人権という言葉と汗水たらしてほしいという言葉、これはエールと受け止めて、答えていただく必要はありません。頑張ってください。それから委員の指摘も含めて考え方をお答えください。

### 〔障害福祉課長〕

まず、市町との連動ですが、当然自治体として市町もこの差別解消に取り組んでおられるし、組織も持っておられます。そういう中で県が条例を作るということは市町の取組にも大いに影響がありますし、県としても協力をしていただく必要があると考えております。

3月22日に市町の主管課長会議を開催しまして、この条例の、あくまでそのときは検討経過ですけれども、経過をご説明させていただきました。その場では具体的な市町からの意見はなかったですが、引き続き市町にはご説明をさせていただくとともに、具体的にご提案いただいた県の責務に市町との協力といいますか、協働による周知ということについては書き込めるのではないかなと思いますので、それは書きぶりについて検討させていただきたいと思います。

それから委員からご指摘のありました2点について、障害者の人権という言葉でございます。直接、今、言及をしていないということはその通りでございます。人権という言葉の方がいいのか、更に何か言葉を足す方がいいのか、それは更にご議論、ご意見ちょうだいして反映できる方向で考えたいと思います。

県が汗水をたらして事例を聞くべきということで、全くその通りでございます。私もできるだけ当事者の会議とかですね、出席をさせていただいて、直接現状についてお聞きをするということはさせていただきましたが、もちろんもっと県が主催をしてそういう場を設けるべきだということだと思いますので、それにつきましては最後にご説明しますが、来年度の取組として努力していきたいと思っています。

### 〔会長〕

それはこれからの話なので。冒頭申し上げた地道なことだろうと思うので、来年するからということではなくて、広範囲に、この法律、条例が様々な人に及ぶので、相当な対応が必要だろうなと思いますが、それは十分整理をいただいて、してもらい必要があるのではないかなと。

単にフォーラムをやりましたとか、研修会をやりましたとか、そういうことでないような周知のシステム化を私としては望みたいなと思っています。そしてこういうツールをど

う使っていくか。

そして、先ほど委員がおっしゃった、この法律、条例は当事者性というものが一番問われるので、同じ障害を持ってその人にとってどうなのかということ、非常にきめ細やかな対応が必要とされるので、合理的配慮ということを考えて、だから相当地道なことが必要でないかなと思っています。

では委員、様々な資料も出してもらっていますし、どうぞ。最後の議論となりますので思い残しのないように、お話しください。

### 〔委員〕

参考資料1として提出をさせていただいています「条例骨格案検討報告書案に異論あり」という見出しをつけておりますが、少しきつい表現かもしれませんが、私としてあえて、異議を持っていて、今回のこの資料を作らせていただきました。

今年の2月2日社会福祉審議会におきまして、ある情報を聞きまして、その傍聴を申し込もうと思ってHP検索したですけれども、なかったので、改めてお聞きしますと、3日前によくホームページに傍聴ができるということが書かれていましたので、当日申込みをしまして、この会議を傍聴させていただきました。

議論を見ますと、委員であります同志社大学教授の上野谷先生が地域福祉の専門の先生だとお聞きをしておりますけれども、その中の発言としまして「手話言語はとても大切だけれども他のコミュニケーションも含めて当事者にもう少し丁寧に話を聞くべきだ」という発言でした。それらの意見を踏まえて、今回いろんな資料やデータを作らせていただいていたんですけれども、事務局からその後メールがありまして、会議資料の内容を見ますと、非常に愕然とするような内容でした。

今日までの間に課長に対しまして要望、また、意見書を何回も、3回ほどですね、過去にデータも作りまして出しております。今年の3月5日に事務局からたたき台の中で骨格案に手話言語は含めないけれども、今後引き続き検討してはどうかと書かれていました。それを見ますと何もそれ以降具体的なことは記されていないということに対してもなぜなのかなと思っています。

続きまして、平成27年9月30日議会の場所で部長の答弁の中にこのようなことがあり

ました。県議の質問に対する答弁ですが、県議の質問としましては「手話言語条例が必要ではないか」という意見が議員の方から出されましたけれども、その答弁ですが、「手話言語条例は検討が必要だ」という答弁がされています。今それも含めてこの検討委員会につながっていると思っています。

私は様々な資料を出させていただいて、繰り返しお伝えしておりますけれども、国連の権利条約の中で、第2条の定義で言語の定義に音声言語と手話が対等と謳われています。また、障害者基本法の中でも第3条において言語の中にかっこ付きですが、手話も含むと書かれています。このような条約、基本法の中に明確に示されている訳です。

そして事務局が出された資料を見ますとかなり古い認識ではないかなと思っています。私が見ていてもかなり苛立ちを持っております。手話言語条例のいい面とかもう少し前向きな意見を集めていただいて、出していただきたいところですが、先ほど委員がおっしゃったように汗水をかくという姿勢が全く見えないんですね。それに対して疑念を持ちながら今私がおりますが、事務局は手話言語条例ができたことよってのいい面、資料が一つもございませんので、まとめさせていただきました。

京都の事例ですけれど、京都には共生社会の条例がありまして、その中に言語の中に手話を含むということがもちろん書かれています。だけれども京都府としては、手話言語条例もやはり並行して必要ではないかという議論も始まっております。全国的にも始まっていますが、京都府というのは非常に歴史がありまして、共生社会条例に基づくのだけれども、その中でもまだ手話言語条例が必要だということで、昨年3月に手話言語条例を提案されまして、それが採択されました。知事提案でした。

または読売新聞の方に、3月9日です。手話言語条例について大きな見出しとして議論が行われているということで、そのような関心を持つ中で、日本語によるコミュニケーション手段と手話言語によるコミュニケーション手段の両方があると、特に手話言語の獲得、手話言語の習得ですか、その辺の考え方は整理が必要かなと思っています。今の事務局の作成案ではそのことが全く触れられていないですね。そのことが非常に残念なことだと思っています。

そして、朝日新聞の3月16日ですが、3面という大きなところ。「強制不妊、被害解明一歩」というところで取り上げられていますが、兵庫県の事例と、あと一名が滋賀

県の事例です。なぜこのような記事について説明しなければいけないかと言いますと、滋賀の女性の事例ですと、聞こえない、しゃべれない、筆談はなんとか普通の会話レベルならできる方でした。ご主人さんと一緒に生活をしておられますが、ご主人さんは全く筆談ができない、手話でコミュニケーションしかできない、そういうご主人さんとの2人生活でした。記事の中ではこの女性は妊娠をされました。夫の母親から病院に無理やり連れて行かれて、何もわからないままに強制手術を受けられた。それで結果的に産めない体になってしまったと。今から7年前にこの方はもう亡くなってしまわれました。実名を私は知っていますけれども、このご夫婦の名誉のために今回は伏せさせていただきますけれども、この女性は手話でこのことを語ったDVD、また、書籍がございます。手話が分からなければDVDは手話で語っていますので読めないと思いますけれども、文字にしたものがあります。

もしも、今この強制不妊の問題が起こっていなければ、この女性の苦しみ、悲しみもなかったことに、もしかしたら表に出なかったかもしれません。ただ、DVDとしては残っているのですね。そのことをきっかけで今回朝日新聞に取り上げられたのですけれども、やはり日本語を獲得しても、筆談ができて難しい面があります。そういうところで手話というものが必要だということ、手話言語条例があればこういうことが2度と起こらないのではないかと考えています。そういう意味で獲得、習得が必要だと思っています。

今まで委員の中でも手話言語条例ができたなら他の手段を逆に差別するのではないかという発言がありました。私はそのことは全くないと思っています。なぜかと言いますと、骨格案の中にも「意思疎通手段の選択機会の確保」を保障すると明記されています。手話言語条例ができてこの部分は削除するという議論はなかったと思います。ですので、排除するということではないと思います。そして、また、条例ができた中で滋賀県内では近江八幡市、また、3月23日に米原市でも制定されました。大津市につきましても、今年の秋に条例が制定される見込みとなっております。それにつきまして、議論がはじまっています。大津市については、当初、情報コミュニケーション条例でやっていこうかという話がありましたが、当事者との話し合いの中で手話言語条例が別途必要だということになりまして、今急ピッチで進められています。

参考までに、一覧表がつけてあるかと思いますが、全国で手話言語条例ができたところ

がこれほど載っている訳です。3月19日現在の数です。昨日までの情報を更につけ加えますと、県ではもう手話言語条例が22都道府県できているのです。来年にはたぶん過半数を超えるのではないかという勢いがあります。

滋賀県の周りでは、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、奈良県に囲まれています。滋賀県だけ。滋賀県の周りの都道府県はほとんどできています。滋賀県だけできていない状況です。

事務局が作られている資料につきましては、2月現在の数でしたね。これは、県レベルで16と書かれていますが、今は22です。そしてまだそれは拡大していく、増えていくということです。平成30年度には、間違いなく30を超えてくるという見通しになっています。そのようなデータを調べて、私が作って、汗水流して作らせてもらっています。そこまで作らなければならないということを私がしなければいけないのかなと思いながら作っています。

そして、骨格案について、ずっと読ませていただくと載っていない理由がなぜなのかというところがありまして、基本理念に「意思疎通手段の選択機会の確保」というのがありますね。障害者権利条約とか障害者基本法に基づく条例というのであれば、その2つには言語ということが書かれていて、手話と書かれているのだけでも、今回言語ということが全く書かれていないですね。それを基盤にするにも関わらずなぜなのか。

そして教育の推進のところ、黄色のファイルの東俊裕氏私案差別禁止条例案の10ページ「聴覚に障害をもつ人は、学業、社会性の発達を最大にする環境としての手話集団の中で手話を習得し、教育を受ける権利を有する」という重要なことが書かれているにも関わらず、県が作る骨格案にはこのことが全く触れられていません。

3つ目としまして施策としてはこのとおりですが、支援をする、されるの関係、先ほども話がありましたけれども、目線が大切ではないかなと思っています。社会にあわせるという共生ではなくて、社会が変わるということの視点も必要だと思っています。

それから誤解をしないでいただきたいのですけれども、何度も何度も手話、手話と、何が何でも手話という訳ではなくて、コミュニケーション手段の中には手話もちろん含まれていますが、それは長い間手話の歴史を見ていただくとわかるように、本当にこれを否定されて、差別をされて、我慢をしてきて、ようやくこの今の時代に手話が誇れるように

なった訳です。コミュニケーションの施策として規定をすれば、行政としてはこれで解決したと思っておられるかもしれませんが、それでは解決しない歴史的な背景があるというところをご理解いただいて、最後になりますけれどもさきほどの報告の中にありました手話の言語性を骨格に含めないということになるのであれば、手話言語条例、情報コミュニケーション条例についての方向性をしっかりと位置付けた答申にさせていただかないといけません。

今、見ていますと、載せないということは書いていますが、その2つの条例について方向性がないままに、このままではなくなってしまうのではないかと。この2つの条例について蓋を閉めてしまうのではないかとこの疑念を強く感じています。だから滋賀県らしい条例を考えるのであれば、答申の中に言語を載せないのであれば、別の、ではどうするのかということも載せないといけません。長いお話になりましたけれども私の意見は以上です。

#### 〔会長〕

ありがとうございました。それでは、今委員から資料に基づいた説明がありました。資料6には「手話の言語性について骨格に含めないこととします」と明確に書かれています。そのことに対する委員からのそれはおかしいではないかという指摘であったと思いますが、今のところの事務局としての考え方、整理について時間の関係もありますので、簡単に言ってください。

#### 〔障害福祉課長〕

今の案に手話言語について言及していないということは、委員からかねて別に手話の条例が必要であるというご意見がございまして、そういったご意見からこちらの条例骨格の案に書いてしまうとそのご意見に反することになるのではないかと、事務局なりに考えて、手話の言語性について案に入っていないということでございまして、もちろんこれは事務局の取り違えであるとか、文章力の不足ということで、ご議論が進めばもちろんこの分科会の中で合意なされた内容でもって修正をさせていただくということでございます。

〔会長〕

分科会で合意された内容という表現はやめてください。今は事務局の考え方を聞いているので、かねてから委員からご意見があつて、本日資料も出されているのですからこちらに委ねるといふことになってしまうので、それでは、分科会の各委員様にそこまでの責務を負わせるのはいかなものかといふことですので、そういう表現はやめてください。

〔委員〕

本当に何があるのですかと言いたいです。ずっとこの1年間主張されているのではなくて、5年越しで手話言語条例を作ると論議してきたことだと思います。それを1から何回も説明させるなという気持ちです。委員たちの主張が通らないといふのは何かあるのですか。本当に今日我々はこの条例の骨格を提言すると同時に手話言語条例の速やかな作業を開始すべきだといふことを骨子に沿って提言すべきだと思ひました。

〔会長〕

委員のお考えはわかりました。他何かこのことについてご意見ございますか。

〔委員〕

今、委員のこと、本当にそのままですが、私なりに言わせていただくと、私は委員にこの会議なり、他の会議なりでいろんなお話を聞かせていただく機会をいただいて、本当によかつたと思ひています。といふのは、私自身も聴覚障害のある方に対して、「手話ができたらいいや」、「筆記ができたら何とか通じるから」といふレベルの思ひしかありませんでした。

でも、委員の説明を聞いて、「そうなんだ」と思つたことが、例えばそれが皆さんにわかつていないなといふ最初からの思ひがありまして、「あいうえお」がわかつていない人にパソコンを教えるようなもので、「あいうえお」も自分の中にない人にパソコンを教えても何が何だかわからない。まずは「あいうえお」を教えてくださいよと、そしたらその中で自分の「あいうえお」を使つて、言葉を組み立てますよ、といふことですね。その「あいうえお」を習うこと、教えることを保障してくださいといふことが手話言語条例だと私

は認識しました。

その中で私が日々思うことは、動ける人は動けることを意識せずに動いている。例えば立ち上がる時、どこまで頭を前に出したら、体重が足にのって、おしりがあがるかというのはいちいち意識しませんよね。でも、私達が立たせてもらう時には、それを意識しないと立ち上がれません。そういう意味で、うちのヘルパー事業所では年1回研修しますが、PTの先生に来ていただいて、立ち上がって、移動をするという研修を3時間かけてしてもらっています。でも、その3時間かけた人でも現場に直面すると立たせることばかり意識がいて、自分が立ち上がること、人間工学的に立ち上がることをぽっとどこかに捨ててしまって、立たせることだけに一生懸命になります。利用者である私は、立てないのに立たせる、「人間工学的に立つのはこうですよ」と教えないとトイレにも行けないという毎日の暮らしです。

そういうことを言っていくと、本当に障害分野ごとに基礎からもっとやって、法律でちゃんとするように決めて、と言うことになってきて、介護の面では研修がいろいろあって、資格もいろいろあって、できているはずですが、研修以前の人間工学としての自分の体の使い方を教えている研修は未だどこにもありません。

そういうことから言うと、全部私たちにとっては、差別なり、理解不足になってきます。この条例はそういうことも含めた条例だと思うので、私は手話言語条例も一緒にまとめていただいて、私達の事も根底から考えてくださいよという思いがあります。その部分では委員とは異なると思いますが、そうしないと、障害者差別解消法の実効性を補完するという事にならないし、委員が初期の頃おっしゃっていた縦糸と横糸と関係を考えて、このタイトルも正式なタイトルになるのか今だけのタイトルなのかわかりませんが、補完を盛り込んだという、どっちが縦糸だか、どっちが横糸だかわからないなという気がします。

それから資料6のIVのところの雇用のところですが、「能力に応じた」という文言が書いてあります。これは今いろんな分野で、能力に応じたという言葉が出てきます。教育でも仕事でもスポーツでも何でもかんでも。

私はある時ミシンを買いに行ったときに、お店で目を丸くして、「ミシンを買っていただくのはいいのですが、ミシンをかけられるのですか」と言われました。私ができること

を知っているのですかと腹が立ったのですが、今、私は自分なりの売っていない服を開発して、快適な暮らしができるようになっていきます。なので、能力というのは人が決めることではなくて、したいこと、できることを相談しながら決めるということで、そのことも言葉として入れておかないと今と同じになると思います。

〔会長〕

ありがとうございます。時間の関係もありますので、まだ意見を言えていない委員様どうぞ。

〔委員〕

手話のことを集中しなければいけないのではないかと。

〔会長〕

その関係もありますので、後から整理をしようと思ったのですが、ここはあえて申し上げるならば諮問されたことが、今委員から補完の中に入るというご提案がありましたけれども、そもそも社会福祉審議会、分科会での諮問は2つあって、障害者差別解消法の補完に関する事、それから対象範囲で共生社会に向けて生きづらさを抱えた人をどうするかというその2つだったです。

その中で委員のご提案があり、当然それは議論の中に入れたいといかないけれどもそれを議論するには、ここで今、更に深めても相当時間がかかると思いますので、むしろ委員がご提案いただいているようなところを、資料で出されていますので、これはまた別の方法で深掘りしてもらわなければならない話だろう。今ここで性急に決める時間的なものもございませんし、議論もしていませんので、今回の諮問に関してこれは別途という扱いにさせてもらわないと仕方がないと思っています。

それも踏まえて、この事務局からの全体のたたき台等ありますので、それぞれの見地からご意見をいただいて、これは別の場、更なるということの、先送りではなく、深めるという意味で整理した方がいいと思いますので、よろしくお願いします。

## 〔委員〕

会長から整理をされましたが、委員から提起されたことについての私の考え方を申し上げますと、本日の資料6概要に出ているのは条例骨格案の概要なので、この条例とは別の形で手話言語条例、独立した条例を作ってほしいという提案だったと思っていますので、逆にこの条例の骨格案に変に入るよりは、逆にちゃんと別途条例を作るということどこかに示すべきだと思います。

この概要のまとめ方の最後のところがまずいなと思いますのは、「手話の言語性についてはこの条例の骨格案に含めないこととします」という、いわばコインの裏表の半分は書いているけれども、後の半分が書かれていない。つまりそれはこの条例の骨格案には盛り込まない、裏返していうと別途条例を検討しますということと併せて書かないと非常にバランスが悪いと思います。

それで、今日、委員が提起されたスライドの一番最後のところ、「手話の言語性を骨格に含めないと言うならば」というよりは、私はむしろ骨格に含めず別条例として検討するというので、ここに書かれている内容をちゃんと報告書の中に、そういう意味で言うと、条例本体というより、よく法律などで言う付則なのかもしれませんが、この報告書の中のいわば今回のこの障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格と、並びにそれに関する附帯のような形で、今回委員から提案のあった独自の条例づくりを今後早急に検討していくということを明記されるべきではないか。

あともうひとつ思うのは、その際、今回の資料の中に16自治体の範囲ですけれども、執行部提案とそれ以上に議員提案も多いと思いますので、そういう意味で言うと、検討するという時に県の執行部においても議会においても全県的な議論を早急にすべきだということと呼びかけるような力強い文章にすべきではないかなと思います。

## 〔会長〕

そこだけ私の考え方を言わせてもらいます。今のところは大事なポイントなので。手話言語条例について、ここはフィールドとして社会福祉審議会です。この社会福祉審議会というフィールドで手話言語条例を議論するよりも、滋賀県の仕組みとしては障害者施策推

進協議会で深堀りをしてもらった方が私はいいと思います。

なぜこの障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例が社会福祉審議会で議論されるかという、障害者差別解消法の補完のだけではなく、もうひとつの柱として生きづらさを抱えた人たち、認知症であったり、それは障害に該当するとか、ひきこもりの現象面である人や、そういった人達も同時に不当な差別を受けていたり、あるいは合理的配慮の不提供が偏見という名の元に行われていたら滋賀県の福祉としてその土壌はだめなのだろうということでの社会福祉審議会です。

だから今の議論で行くと、この答申の方向感が社会福祉審議会で議論するようになりますのでその辺りを明確にしておきたいというのが1点です。

#### 〔委員〕

どこで議論すべきかという名宛て、引き続きこの社会福祉審議会で行うべきだと言いたい訳ではなくて、今のお話でしたら障害者施策推進協議会であれ、なんらかの形の委員会そして県議会等を含めて全県的な議論をしてほしいという意見です。

#### 〔会長〕

いろんなところで議論してもらうのは大事だと思います。

#### 〔委員〕

私の意見を更に申しあげさせていただきますと、ひとつは前文のところですが、まず概要資料6の前文の(1)「条例制定に至る背景や現状、趣旨を広く県民に示します」という背景のところに関係すると思うのですが、そこでぜひ障害者権利条約や障害者差別解消法の制定といった経過は当然書いていただけたらと思うのですが、この条例の一番基礎には障害者権利条約があるということをお知らせできるようにしていただきたい。というのも資料6概要の定義のところの右に※印で「障害者権利条約等を踏まえたもの」と入っていることからすれば、前文のところ障害者権利条約を踏まえていると明記した方がわかりやすいというのがひとつですね。

二つ目は、資料7の14ページ議論を踏まえた考え方のところ相談員および相談機関

についてということが書いていますが、①の2つ目「相談員については、差別する者と差別したとされる者の認識の相違を踏まえて必要な支援を見極められる人材が必要」、確かに双方の立場を両方理解できるということは大切ですが、同時にこの間の議論、骨格案の資料7の42ページを見ますと、専門相談員のところで言いますと（「専門相談員は社会モデルを理解するとともに、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し」ということが書かれています。あるいは次の地域支援員のところでも「社会モデルを理解し」ということがあるので、いわば「双方の立場を理解する」の前に「社会モデルを理解するとともに」ということを入れていただけないと、そうしないと骨格案とずれてしまった書きぶりに聞こえます。

それと最後ですが、地域支援員という定義ですが、地域相談員と広域相談員という2層構造ではなくて、むしろ地域での権利擁護、アドボケート、エンパワーメントのようなことをされるという、非常に大切なことだと思うのですが、今日委員から出されている参考資料2の第4条「地域アドボケーター」というのが出ています。専門相談員と地域支援員の役割の特色を明確にする意味では、地域支援員の意味をわかりやすく「地域アドボケーター」にされた方がより社会にわかりやすく伝わるのではないかなと思います。

#### 【会長】

ありがとうございます。委員、今の資料の話も含めて、また問題意識を持つようなところがありましたらお願いします。

#### 【委員】

これまでの経緯の中では相談員が2層構造ということで、その出発点はワーキンググループの中で委員からお話のあった部分が出発点なのですが、実はワーキンググループで議論しているときに委員のお話を少なくとも私はちゃんと理解していなくて、要は地域が狭いか広いかの違い、県全体か各福祉圏域の違いだけと理解してしまっていて、その場のワーキンググループのメンバーもそういった理解の方がいらっしやっただけと思うのですが、それが結果として分科会本体で相談員の2層構造という話になってきましたが、自分で相談・解決のところの案を作ってみようと思って、書きだしたときに2つの相談員の役割がどう

違うのか段々よくわからなくなってきた、委員にどういうイメージなのかということで、「それはいわばアドボケーターということではないのか」という質問をさせてもらったら、「その通りだ」というお話があって、まさに社会的障壁があるが故にこの相談・解決機関を利用できないことが一番悲しいことだと思うので、そこを徹底した当事者の立場に立ってアドボケートできる人がいるということが委員のおっしゃりたかったことなのかなと思いい立って、こういった形の案を作らせていただきました。

だから、むしろワーキンググループの議論からすると、アドボケーターの方がこの分科会でも提案すべきだったのかなと認識をしております。

#### 〔会長〕

ありがとうございます。非常によいご提案をいただいたのではないかなと思っています。当事者性を補完するというのは非常にいいことだなと思っています。

#### 〔委員〕

特定相談のところですが、さきほどから会長が障害を持った方と生きづらさを持った方の2層構造というところで、私はその人達だけの条例ではなくて、県民全体、企業であったり、いろんな人を巻き込んだ条例だと思うので、その中で「対応の方法がわからない」、「どう接していいかわからない」というご意見をいただいていたので、特定相談のところ、「だれでも」と書いていただいておりますが、例えば「どう接していいかわからないからそこを聞きたい」というところも書いていただけると、企業としてもわかりやすいかなと感じました。

#### 〔委員〕

資料6のⅡ障害を理由とする差別の解消の分野のところ、福祉分野からということできずっと検討してきたのかなと思っていますが、最終的にここでは①福祉分野として、ずっと⑭まで番号が振られている中なので、先ほど福祉の分野だけでなく、全県民的と思ったときに、優先順位ではないだろうと思うのですが、入口、見目が福祉からと入ってくると、「そういうことなのか」と、関わっていない一市民、一県民が見た時には「福

祉の話よね」というところがどうしても入口になってしまうのかと思うと、やっぱりごく当たり前に生きていく中では、何が施策、このⅣの共生社会の実現に向けた施策の推進では理解の促進、雇用、教育が大きな課題として挙げられているのであれば、この分野のところも雇用の問題、教育の問題というところが先に来る位置づけにさせていただいた方がいいのかなと感じていました。

#### 〔委員〕

この資料6のⅡ障害を理由とする差別の解消のところ、範囲についてですが、知的親の会は、ある部分間接的な差別を受けてきたと思います。兄弟に障害がある、それも知的でということになってきたら結婚問題であったり、就職問題であったりというような、そういう意味で大きい差別をなくそうという、その部分では大きな意味での範囲を望まないといけなかなとも思っています。

もうひとつ親として反省するところでは、自己決定の尊重が親というのはなかなか、特に知的親というのはできなくて、この基本理念にある「自己決定の尊重」という、親の会としても反省の意味を込めて尊重をしていきたいなと思っています。

毎年、育成会がしております県の福祉大会で、本人さんたちがずっとこの10数年間言われて続けているのが「自分たちのことは自分たちで決定したい」と、この言葉の意味をすらすらと私たち親は見過ごしていたというか、それを今回この条例の骨格を考えるとときにそうではいけない、親自身の自分の子どもの権利の尊重を怠っていたのではないかと反省いたしました。

#### 〔会長〕

ありがとうございます。それでは委員、総括的にご意見をいただきたい。また、事務局の全体的な考え方もお願いします。先に、委員一言お願いします。

#### 〔委員〕

差別の背景には、委員の先ほどの発言にもありましたが、今優生保護法が非常にクローズアップされています。本当に差別の奥底に実は優生思想というものがあって、我々は不

幸な子であり、摘みとられるまびき菜のように、我々の尊厳が失われてきたと思います。

だからそれを一方では県民に対して柔らかく「一緒に生きていく。共生社会を作る。」と言いますけれども、決してそのチャンネルだけでは、この優生思想というか、健常者優位の社会構造の中で障害者に向けられたものはなくならないのではないかと思います。

オブラートに包んだような「福祉の思想で、みんなで共に生きて社会を作ろう」ということは僕も言うてきましたし、ある程度は言い続けますけれどもね、今僕が思いにあるのは我々が人間として尊厳を持って本当に社会の一員として、パートナーとして、隣人として、同じ人間として生きていけるというようになるような前文でないといけないと思います。

#### 〔委員〕

最初に、これは他の委員もおっしゃられた社会的背景のところですか。社会的背景をきちんとどこまで分析して前文に入れられるのかということが大事だと思います。これはきちんと書いていただきたいと思います。

その時に、これは他の委員もおっしゃったのですが、最初のところの条例制定に至るまでの背景の中で障害者権利条約のこと、障害者の人権のことをしっかり入れていただきたいし、むしろ基本理念のところ「障害者の個人への尊厳の尊重」というだけではなくて、「すべての障害者のあらゆる人権の尊重」という形で明確に人権ということを規定していただきたいというのはその通りだと思います。

これは委員がおっしゃったように「意思疎通手段の選択機会の確保」のところは、当然手話言語も含むということですが、どういう形で表記するのかということも含めて検討していただきたいです。

私の方は「地域における共生」と「一方的非難の否定」については、今回の大きなイメージを踏まえながら文章を考えました。資料5の2ページ3の⑧、⑨が、私が考えた「地域における共生」のイメージですが、この仕組みは障害者の差別の問題を基本にしますが、絶対にそれを崩さずに広げる方法とすれば、「誰もが障害になる可能性がある」ということと「障害者とみなされる可能性がある」ということ、これは実はアメリカの障害者差別禁止法の定義の中で「障害」というのは個人に関しては「その個人の主要な生活活動の1

つまたは2つ以上を実質的に制限されている」です。つまり、身体、精神障害、あるいは心身障害があるということが1つと、2つ目は「その記録がある場合」、3つ目は「係る障害を持つとみなされている」です。みなされている場合も障害として考えるということと考えますと、かなり幅広く考えると、誰もが障害を有するまたは障害とみなされる可能性があることから、障害のある人だけの問題ではなく、現状では障害のない人も含めたすべての人の社会生活上の問題、生きづらさと言うのは非常に主観的な表現ですので、社会生活上の問題だということを明確にする。それを捉えて障害のある人とない人が共に学びあい、支え合い、理解を深め合うということを基本理念に規定する形で、今までの議論をできるだけ整理できないか。

2つ目は「一方的な非難」については、そのために特定の当事者を一方的に非難するのではなく、建設的な対話に基づく差別のない共生社会を作ると表現すればいいのではないかと私なりにこの基本理念を考えました。

その次に定義は非常に素晴らしい。今回事務局もすごくいろんなものを調べられて、努力された。まず、障害の定義の中で「難治性疾患」として難病全体を入れられたことと、「断続的な制限」を入れられたこと、何より差別の定義で「不均等待遇」と「合理的配慮の不提供」は、一番進んだモデルです。かつ、「障害の社会モデル」ということを明確にされたというのは非常に高い見識であり、滋賀県が胸を張って言えることだと思います。

市町との連携の部分ですが、私も市町との連携・協働ということをどこまで表現できるのかということを思います。

資料6のⅡ「障害を理由とする差別の解消」では上乘せ・横出しは表現していますので、滋賀県らしく「不当な差別的取扱いの禁止」ではなく、「不均等待遇の禁止」とはっきり書かれたらいいと思います。それから分野別の差別禁止規定については、かなり画期的だと思います。委員が強調された「地域活動分野」、「災害分野」が入っているということは滋賀県として今までの県と違って画期的な表現だと思います。地域とする活動なので災害分野を含めて地域住民をどう巻き込むかということが入っているということで、全県民的なイメージとしては非常によく書けた。ただ、委員がおっしゃったように順番をどうするのかということは何っこう大事な議論かもしれない。「共に学び育つ」ということを考えると最初に教育分野を持ってきたりするのかという、大胆な戦略も考えていったらいい

と思いますので、ここは順番をどうするのかということを経略的に考えていただければと思います。

次に資料6の「Ⅲ差別に関する相談および解決のための体制」については皆さんからご意見いただきましたし、相談体制の専門相談員と地域支援員との関係についても皆さんご意見いただきました。

私は、資料6「Ⅳ共生社会の実現に向けた施策の推進」で委員がおっしゃったことは非常に大事なことでして、雇用・就労の促進ところで能力に応じた職業の従事と、能力主義というのはどちらかと言うと社会モデルと反している部分があります。社会モデルと言う限り「能力に応じた」という言葉はやめるべきだと思います。はっきりもっと大きな「個性と可能性に基づく」という表現にさせていただきたいと思います。

委員がおっしゃったところで、私は今日読ませていただいて、東俊裕氏私案の条例資料の中の10ページですが、これはおっしゃるとおりでありまして、「聴覚に障害を持つ人は、学業、社会性の発達を最大にする環境としての手話集団の中で手話を習得し、教育を受ける権利を有する」ということは明確にどこかで、どこで規定するかということも含めて、これからこれも含めたことも考えていけたらと思いました。

#### 〔会長〕

ありがとうございます。非常に全体にわたっておまとめいただきました。「個性と可能性に応じた」という表現はなかなかいい言葉ですね。

議論もまだまだ言い足りないことがたくさんあると思いますが、時間が決まっておりますのでよろしくお願ひします。本当にありがとうございました。私も福祉に対する様々な見方が広がったなと思います。それでは本日の議論を踏まえて、今後分科会の最終案は今日の議論を反映した形で再整理をいただくということになろうかと思ひます。

それではこれで本日の議論を終わらせていただきます。ありがとうございます。

#### 〔委員〕

ひとつだけ質問ですが、今後この骨格案が審議会にかけられて、その後の条例制定までのスケジュールを教えてくださいなと思います。議論に参加して最後どうなるか見届

けたいので。

#### 〔障害福祉課長〕

様々なご意見ありがとうございました。ご意見を踏まえまして案を修正させていただき、会長にご相談をし、各委員にメール等させていただき最終案取りまとめたいと思っています。

その後ですが、社会福祉審議会につきましては、早くて来年度5月頃かと思っておりますので、その時に今回の修正した案を分科会の検討結果として審議会本体にあげさせていただいて、そこで最終的に審議会としての答申をご決定いただくということになります。その後、会長から知事に答申をいただきまして、県で作業を進めるということになりますが、今考えておりますのは、まずこの答申の内容を広く県民の方にわかっていただく必要がありますので、その周知の取組をしたいと思っております。こういった形であるのか、タウンミーティング的な、なるべく各圏域でご説明し、ご理解を得ていくなり、場合によっては委員の皆様にもどこかにご参画いただくことで自ら語っていただくということも考えていきたいと思っております。

それからこの分科会も数回開催をさせていただきまして、各地域における周知の状況であるとか、もうひとつ県の事務としてはこの条文の案を実務的に検討するというところに着手をしたいと考えておりますので、その検討状況も併せてさせていただいて、ご意見をいただくことを進めていきたいと思っております。

条例を実効性のあるものにするためには、過程が大変大切と思っております。委員のご指摘も踏まえまして、丁寧に行いたいと思っております。そうした関係で、今ただちにどの議会にこの条例を上程するのかという時期を明確に申し上げることはできないのですが、周知に努力して、適切な時期に上程をさせていただくよう取り組んでまいりたいと思っております。

#### 〔委員〕

早くできるのですか。今のだとどれだけ待たないといけないのかわからない。あと1年、2年と待たないといけないのか。

〔障害福祉課長〕

いたずらに時間をかけるということではございません。なるべく早くと思っております。

〔会長〕

こういう場合は意気込みでいいので、「私はこういうふう思って頑張ります」というメールを送ってください。

〔委員〕

ご存じのとおり 2019 年度になると、国の差別解消法の見直し議論が始まります。国の現行の差別解消法である 2016 年施行分の上乗せ・横出しということで、今回条例の案ができていますので、国の見直し議論が始まる前に滋賀県の条例が少なくとも制定されるとしておかないと、国の方で見直しているのとほぼ同じ内容で全国に先駆けてと言えなくなってしまいます。いわば旬の時期を逸しないようにしてほしいなと申し上げたい。

〔会長〕

おっしゃるとおりだと思います。私も冒頭に国の見直しの議論が始まっていると申し上げたのはそういう意味です。もう少しスピード感が必要だという認識だけよろしく願います。

それと併せて、繰り返し申し上げますけれども、結局は立派なものができるもどのような運用がされるのかが一番問題なので、よろしく願います。それからもうひとつの大きな論点でありました手話については、今日委員が出された提出資料を基に更に事務局でも議論をいただき、社会福祉審議会でも当然議論を深めていくことになろうかというのが本日の考え方です。以上で本日の議論を終わります。ありがとうございました。事務局へ司会をお返しします。

〔司会〕

時間過ぎておりますけれども、本日分科会最後ということになりますので、健康医療福

祉部次長より皆様にご挨拶申し上げます。

**〔健康医療福祉部次長〕**

最後の分科会ということでご挨拶申し上げます。本日は大変お忙しい中、4回目の分科会にご出席いただきまして、ありがとうございました。去年の7月に第1回分科会ということで、それ以来4回、またワーキングと、毎回毎回大変熱心にご議論いただきまして本当にありがとうございました。また、分科会長には様々な意見を要所所で分かりやすくまとめていただきまして、議論をリードしていただきました。本当にありがとうございました。今日いただきましたご意見を反映して、最終案という形にまとめまして社会福祉審議会に諮っていきたいと思っております。委員の皆様には、この1年間本当にありがとうございました。